

18世紀初期におけるイギリス新聞の研究（1）

－特許法の廃止と独立新聞・地方紙の出現－

芝 田 正 夫

1. はじめに

イギリス（正確にはイングランド）が、近代新聞および新聞の自由の確立した最初の国であるとの評価は定まっているといってよいだろう。星室庁印刷条例下の1620年代の各種のコラント（coranto）やニュース・ブック（news book）からはじまり、清教徒革命時の王党派と議会派の各種のパンフレット、王制復古期の特許法による新聞を含めた出版の独占の時期を経て、名譽革命期に、特許法の廃止によって特許制と検閲制度による従来の統制制度は失効し、一応の新聞の自由が確立したと考えられる¹⁾。しかしながら、イギリスにおける新聞の発展過程は、必ずしも政府による統制から新聞の自由獲得へと順調に発展したわけではなく、特許法廃止以降も「知識に対する課税」として知られるスタンプ税法の成立（1712年）があり、同法は1855年の廃止まで施行され、新聞、とくに大衆新聞の発展に大きな阻害要因となったのはよく知られるところである。

それだけに、各時代の新聞をめぐる諸要因や社会的背景について、より精細な研究が必要があり、イギリスにおいても様々な立場から研究が続

けられている。本稿では、こうした視点から、名譽革命期から特許法の廃止、さらにはスタンプ税の制定といったイギリス新聞史にとって重要な転換期について、各々の歴史的事実を吟味することによって、この時期におけるイギリス新聞の史的発展を考察したい。その場合に以下に述べよう研究の視点を考察の基礎に置きたいと考えている。「新聞（史）研究にはふたつのタイプがこれまであったように思う。ひとつは政治と新聞との関係を追究した研究で、おもに首都ロンドンの新聞が研究対象であった。もうひとつは、新聞の生産過程やその所有に関心を向けたものである」とはイギリスの新聞史研究者であるブラック（Jeremy Black）の言葉であるが²⁾、その意味するところは、このふたつのタイプの研究はもちろん両者とも重要であるが、従来はややもすると前者の研究に中心が置かれ、新聞の発行部数や流通過程、読者の問題、ニュースレターなど新聞以外のメディアとの関連など、いわば新聞の社会史、文化史的な面での研究が不十分なことを強調していると考えられる。その意味で、ブラックやハリス（Michael Harris）、リー（Alan J. Lee）らの研究は政治的な面でのプレスの働きにも言しながら、年代記的な記述を避け、広く社会の中での新

1) この時期をあつかった先行研究としては、次の文献がある。

田中義久「イギリスにおける近代ジャーナリズムの展開」（高木他編『講座現代日本のマス・コミュニケーション1』青木書店、1972年、所収）

渡辺 牧「近代イギリス・ジャーナリズムの発展過程－『知識に対する課税』の機能転換を中心として－」（新聞学評論28、1979年）

なお特許法はのちにみるように、出版印刷統制に関する包括的な法であり、特許検閲法や印刷法といった訳も考えられるが、本稿では、イギリスの研究でよく使われている略称 Licensing Act を直訳して「特許法」という言葉を使った。

なおイギリスという言葉はあいまいだが、この時期においてはスコットランドやアイルランドはなお独立国として考えるべきであり、本稿ではイングランドの新聞に絞って論じていきたい。ただし用語としては、イギリスという言葉を用いる。

2) J. Black, *The English Press in the Eighteenth Century*, Croom Helm, 1987, p. VIII.

聞の位置を明確にしようとした研究と評価される³⁾。本稿でも、こうした視点に立ち、1695年の特許法廃止の時期から1712年のスタンプ税制定を経て、重要な法の改正が行われた1725年までのイギリスの新聞について、まず政府のプレス政策との関連で年代記的な記述をおこない、つぎに新聞の読者層や発行部数といった、いわば新聞の「社会史的側面」に焦点をあてて論じていきたい。

「社会史的側面」とは何かについてまず考察する必要があろう。ブラックは政治との関連で主にロンドンの新聞史が論じられていた時代において、とくに地方紙の成立と発展について詳細な研究をしたクランフィールド（G. A. Cranfield）の著作を紹介しているが、まず一例として、彼の研究関心の範囲をみてみたい⁴⁾。

彼は問題別に章立てをしているので、まずそれを紹介する。

1. 地方紙の誕生と発展 2. 地方紙の特徴と外見上の発展(ページ数など) 3. 印刷業者 4. 新聞の記事内容 5. 政治と地方紙 6. 刑事的訴追と地方紙 7. 発行部数 8. 広告 9. 地方紙の経済的基盤 10. その後の発展

ここでは、各章について、内容を吟味する余裕はないが、研究関心の範囲が地方紙をめぐる様々な側面にわたっていることは明確である。さらにブラックはこうした関心領域に加えて、取材源、新聞の流通と配布、プレスの統制、ヨーロッパ大陸との関係、などを研究領域として挙げている⁵⁾。

以上のように、多方面のアプローチからある時期の新聞を把握し、各々の時代において、新聞がいかなる役割を果たしたか、を明らかにし、こう

した作業の積み重ねが体系的な新聞史をまとめるために欠かせないとするのがブラックらの立場である。本稿ではこうした多方面のアプローチすべてに触ることはできないので、前述の時代におけるロンドンおよび地方の新聞の誕生と発展、スタンプ税に代表される政府による統制、および読者層・発行部数・広告・流通などの問題に絞って論じていきたい。

もうひとつの研究の視点として、この時期におけるふたつの重要な事件である特許法廃止とスタンプ税法の成立をどのように評価するかの問題がある。すなわち、

(1) 特許法の廃止は、特許制と検閲制というイギリス新聞の草創期以降、新聞を強力にコントロールしてきた両制度が同時に消滅したことから、1695年をもって「イギリスにおける制度的な新聞の自由の確立」の時期であるとし、言論の自由獲得の歴史においてひとつのメルクマールであるとの評価が一般的であるが⁶⁾、単純に自由の到来といってよいかどうかは、なおいくつかの留保が必要に思われるが、この点どのように考えられるのか。

(2) 特許法廃止後の次のエポックであるスタンプ税についても、「特許法廃止以降に急速に人気を獲得した新聞を支配階級の人々は歓迎しなかった。彼らのいう『下層階級』の者が、政治や現在の情勢に過度に関心をもつこと（すなわち新聞を購読すること）を奨励するのは危険であると考え、税金を新聞に課すことによって、下層階級から新聞を引き離そうとするのにたいした時間はかかるなかった」⁷⁾といった理解が従来より行わ

3) たとえば次の研究がある。

A. Lee, *The Origins of the Popular Press in England 1855–1914*, Croom Helm, 1976.

M. Harris, *London Newspapers in the Age of Walpole: A Study in the Origins of the Modern English Press*, Fairleigh Dickinson, 1987.

またハリスらは、1984年から'Journal of Newspaper and Periodical History'を編集発行しており、同誌の論文も広い意味でこうした研究の視点を持ったものが多い。

4) クランフィールドの著には次のものがある。ここでは前者をとりあげたい。

The Development of the Provincial Newspaper 1700–1760, Clarendon Press, 1962.

The Press and the Society—From Caxton to Northcliffe, Longman, 1978.

5) Black, op. cit.

6) 例えば、イギリスにおいても、イギリス史研究の古典のひとつである、マコーレー(Lord Macaulay)の『イングランド史』(*The Histiry of England*) (1848–1861)には「名誉革命のもたらしたすべての改革のなかでもっとも重要なのは、おそらく特許を得ないで出版できる自由の完全な確立であろう。(中略) 検閲制度は消滅し、二度と復活することはなかった」(pp. 552–553, Penguin Classics)とのいわば手放しの評価がある。

7) D. Thomas, *The Story of Newspapers*, Methuen's, 1965.

れているが、スタンプ税の影響の細かな分析などはけっして十分とはいえない面もあり、こうした点もほかの様々な要素との関連で、よりくわしい分析が必要だと考えられる。

以上の2点の検討も含めて、名誉革命期およびその後のウィリアム3世およびアン女王の時代という極めて限定された期間であるが、イギリス新聞史にとってひとつの重要な転換期であるこの時代について、以上のような視点をもって述べていきたい。

2. 特許法の廃止

まず1695年の特許法の廃止の事情からみていこう⁸⁾。この場合の特許法とは王政復古後の1662年6月から実施された包括的な印刷出版統制の法であり、正式には *The Act for preventing frequent abuses in printing seditious, treasonable and unlicensed books and pamphlets, and for regulating of printing and printing-presses* という長い名称であった。基本的には1586年から1641年まで存在していた星室庁印刷条例 (Star Chamber Decree) や清教徒革命時に議会派の制定した法令と同じ理論に基づき、かつほとんど同じ内容を持っていた⁹⁾。すなわち、権力に反対する言論はそれを容易に信じる（もしくは信じると権力者が信じている）民衆がいるかぎり、特許と検閲というふたつの手段で統制しないと、権力が危機に陥るとの理論であり、法の名称からも明らかのように、新聞に限らずすべての出版と印刷を統制するという幅広い内容をもっていた。

そのおもな内容はつきのようなものであった。まず印刷業者を1557年に国王から特許を得ていたロンドンの出版印刷業組合 (the Stationers' Company) に属する印刷業者 (master printer) とケンブリッジおよびオックスフォードの両大学が認可を与えた印刷業者（この他に例外としてヨーク大主教任命の業者）に限定し¹⁰⁾、さらにロンドンの出版印刷業者については、その数を59に限り、この数が業者の死亡などで20まで減少するまでは、新規の登録は認めないことになっていた。組合に所属する出版印刷業者に独占権を認める見返りとして、国の出版統制に対しての協力を求めたのである。このことは、法の廃止が問題となつたとき、独占権を失うことを恐れた組合が法の廃止に反対するという事態につながるのである。この他に特許法は、検閲制度については、原稿を前もって当局に提出し、その許可がえられた場合は出版印刷業組合に登録されてはじめて印刷出版が可能となるとの条項もあり¹¹⁾、1660年代から厳しい検閲をおこなったことで有名なレストラング (Sir Roger L'Estrange) などが検閲官に任命されていた。この他、書物の輸入など出版流通、印刷機の数、年季明けの職人 (journeyman) と年季奉公人 (apprentice) の数、法に違反した場合の罰則などについても様々な取り決めをしていた。一方、当時の官報であったロンドン・ガゼット (*London Gazette*) など国王公認の新聞は、定期刊行物の独占発行権を与えられた人物によって刊行されていたが、その数はきわめて少なく、出版統制策はまずは有効に機能していたと考えられる。

1679年に「旧教徒陰謀事件」の混乱のなかで特

8) この章の主要な参考文献は以下の通りである。

F. S. Siebert, *Freedom of the Press in England 1476–1776*, The University of Illinois Press, 1952.

J. Sutherland, *The Restoration Newspaper and its Development*. Cambridge University Press, 1986.

M. Harris, 'The Structure, Ownership and Control of the Press 1620–1780', in *Newspaper History from the seventeenth century to the present day*, ed. G. Boyce, J. Curran and P. Wintage (Constable, 1978),

R. Astbury, 'The Renewal of the Licensing Act in 1693 and its Lapse in 1695', *Library*, 5th series, 38, 1978.

特許法成立およびその後の「官報」であったロンドン・ガゼットについては以下の拙稿を参照してほしい。

「ロンドン・ガゼットについて－王制復古期の新聞－」関西学院大学社会学部紀要63号、1991年3月

9) Siebert, op. cit., p. 239. decreeはよく条例という訳もされるが、その決定のされ方からみると、布告といった訳も考えられる。

10) ケンブリッジ大学は1534年、オックスフォード大学は1632年に特許権を国王より得ていた。(Astbury, op. cit., p. 298)

11) Astbury, op. cit., p. 297. 出版を希望する者は、英語で書かれた原稿を2部検閲官に提出し、許可された場合は1部が印刷業者に返還された。もう1部は刊行された出版物が提出された原稿通りであるかどうかを調べるために検閲官が保管した。

特許法を更新しないままに国王が議会を解散するという事件がおこり、その結果、同年の3月13日から1685年の6月24日までの間、特許法は効力を失っていた。この期間、他の布告によって出版の自由は制限されていたが、特許法のもとでの厳しい制限に比較すると緩和された布告であったので、この時期にはロンドン・ガゼット以外の新聞も多く発行されたが、1685年以降はふたたび特許法が効力を回復したのに伴い、ロンドン・ガゼット以外の新聞はほとんど姿を消していた。こうした新聞を含めた全出版物に対する統制が転機を迎えたのは、いうまでもなく1688年からの名誉革命であった。ウィリアム3世の即位とともに旧国王派のレストランジは検閲官としての地位を失い（他の検閲官が任命されたが）、特許法自体は存続していたが、ウィリアム3世の在位中（-1702年）には新聞発行者や印刷業者の訴追は少なくなり¹²⁾、後述するように1690年代にすでに20以上の週刊新聞が新たに誕生していた。ところが特許法そのものについての議論はしばらくはなされなかった。その主要な理由はフランスの援助を受けた退位したジェームズ2世を支持するジャコバイト（Jacobite）たちの国王に対する攻撃を弾圧するために、またもうひとつの理由は革命のなかで力をつけてきたトーリー党とホイッグ党の両党が、それぞれ他の政党を支持する出版物の発行を規制するために、特許法を依然として必要としていたからである¹³⁾。

それではつぎに1695年の特許法の廃止の具体的な経過についてみてみよう¹⁴⁾。特許法は議会で2年ごとに更新する必要のある期限付きの法であったが、名誉革命後はじめてその存続についての議論があったのは、1693年の更新の時期であった（更新のために新たな法案が2年ごとに審議されていたのである）。前年の末から特許法の修正や廃止を求めるパンフレットが多数発行され、同法をめぐる論議が開始されていたが、93年1月の更新法の第2読会の後、上院と下院に対して出版印刷業組合に属していない印刷業者・書店主などか

ら「検閲は自由な業務活動を妨げる」という理由で反対であるとの請願が提出された。出版印刷業組合からは彼らの独占権がなくなるという理由から、当然のごとく更新を求める意見が出され、議会でも激しい議論がなされた。上院では「出版物に著者と印刷業者の名前が掲載されているなら、検閲の必要なし」とする修正案も提出されたが、小差で否決され、特許法の継続が決定された。ただし継続の期間については変更がなされ、2年間ではなく、「1年と（議会の）1会期」となった。この議会での討論において、反対意見の多くは、たとえ新聞の自由を支持する立場の議員であっても、ルイ14世治下のフランスによるイギリス本土への侵入とジャコバイトの反乱の脅威がある時代においては特許法廃止を支持できないとするものであった。それに加えて1679年以降の特許法が失効していた時期における社会の混乱の記憶を新しにだけに、即座には法の廃止に同意できなかったのではないかとアストベリーはみている¹⁵⁾。

1年後の1694年、ふたたび更新の時期を前にして、上院は小さな改正を行うのみで法の継続を主張し、出版印刷業組合もその独占権の維持を求める請願をしたが、組合に属さない業者はふたたび強く反対した。この時期に議会での議論に大きな影響を与えたのがホイッグ党のみならずトーリー党の有力な議員たちの友人であり、彼らと共に通のサロンをもっていたジョン・ロック（John Locke）であった。ロックは、93年の更新の時期においても「組合による出版独占は学者たちにとっては書物を著しく高価にしている原因であり、独占のために（図書出版は少なくなり）著者は彼の書物が刊行されるずっと以前にこの世にいない」とのべ¹⁶⁾、特許法の更新に反対していたが、94年には未公刊の論文（というか友人の下院議員への私信）でこの問題にふれ、出版印刷業組合による独占は不自然なこと、出版禁止の条件が不明確なこと、などを主張した。シーバートらによると、「ロックは新聞の自由についての普遍的原理については何も述べていなかった」¹⁷⁾が、当時の下院

12) B. Lake, *British Newspapers*, Sheppard Press, 1984, p. 33.

13) Astbury, op. cit., pp. 298-299.

14) 特許法の廃止については、Astbury, op. cit., をおもに参考にした。

15) Astbury, op. cit., p. 301.

16) Ibid., pp. 304-305.

の有力議員に大きな影響力をもっており、1695年に議会が特許法を更新しなかった有力な背景となつた。アストベリーは「ロックの下院に対するキャンペーン」といった表現を使っている¹⁸⁾。ロックはホイッグ党の下院議員に法の廃止を訴え、まずホイッグ党が反対を決め、95年の2月にまず下院が更新に反対の決議をし、上院との協議会の場でふたたび議論となつたが、同年4月に最終的に上院も法の廃止に同意し、特許法の廃止が決定したのである¹⁹⁾。

法の廃止により、特許制と検閲制が同時に廃止されたわけで、このことによって「イギリスに新聞の自由が到来した」といった評価（前述のマコーレーなど）もあるが、サザーランドのように「法の廃止による変化は、とてもめざましいなどといえたものではなかった」との評価もある²⁰⁾。こうした評価の根拠として、1695年以降も政府を不快にさせる内容の出版をしたものは、名誉棄損法などの運用によって逮捕され、裁判の結果、罰金や投獄、さらし者の刑が課せられおり、「1695年以降の状況は、だれもが気に入ったものを出版する自由を得た代わりに、(出版のもたらす)結果も甘受しなければならなかつた」(サザーランド)のである。いわばこの自由は「条件付き」のものであつたといってよいだろう。

もうひとつ、特許法の廃止についての重要な論点は、特に下院によって主張された廃止の理由についてである。もちろん組合に所属していない出版印刷業者からかねてより主張されていた、商業活動の抑制に対する反対があつたわけだが、シーバートによると、議員たちが特許制と検閲制に反対した理由は、言論の自由の獲得のためといった理念的なものではなく、「驚くべきことにきわめ

て実際的な理由であった」²¹⁾。過去のイギリスにおける研究では、ウィリアム3世自身がオランダでの新聞の自由を経験していたことから、「新聞の自由を支持していた」との見方もあるが、むしろ状況は逆で、出版の自由が権力者にとって脅威であることを、なによりも実感していたのは彼であり、特許法廃止の際にも「彼が新聞の自由を支持した証拠は何もない」との見解が提示されている²²⁾。ロックにしても、自己の著作（イソップ物語の英語版とラテン語版）の出版が出版印刷業組合の反対（ロックの出版業者が申し出た価格より安い価格でないと許可できないというささいな理由であったが）で出版できないというどちらかといふと個人的な恨み（animosity, アストベリーの表現）からの反対といった面が強かつたのである²³⁾。言い換れば、特許法は自由な商業活動としての出版活動を抑制する意味で廃止すべきであり（この点は組合に所属していない印刷職人と同じ主張）、言論の自由を乱用するものは、コモン・ローの適用で十分対処でき、出版に関する特別法制定の必要はないとするのがロックの主張であった。出版物に印刷業者もしくは出版業者の名前を入れることさえ義務づければ、過度な言論の取締まりは容易であると考えていたのである。

また法の廃止を主張した下院議員たちは、ロックの所説の影響を受けつつ、より具体的に法の実際的な効力についても疑問を持っていた。すなわち当時の検閲制度では、初期の目的（政治的誹謗をおこなつた出版の統制）が十分に果たせなくなっているとの認識にたち、その理由として、検閲官への報酬が少ないため、わいいろが横行し「公平な」検閲ができないこと、またどのような出版物が不快な出版物として分類できるかの基準をつく

17) Siebert, op. cit., p. 261.

18) Astbury, op. cit., p. 304.

19) Sutherland, op. cit., p. 24.

20) Ibid., p. 25.

21) Siebert, op. cit., pp. 262-263.

22) Astbury, op. cit., p. 306.

23) Ibid., p. 305.

ロックが「言論の自由の古典」といわれるミルトンの『アレオパジティカ』(Areopagitica)をオックスフォード大学時代に読んでいたことはよく知られているが、ミルトンの言論の自由論から影響を受けた様子は、この時期には見られない(Astbury, op. cit., p. 307.)。もちろんミルトンの言論の自由論自体がどれほどの普遍的原理を持っているかについては、別の議論となる(香内三郎『言論の自由の源流』平凡社、1976年参照)。またロックについても、この時期の著作だけでなく、全体的に彼の言論の自由論をみる必要がある(香内『活字文化の誕生』晶文社、1982年参照)。

ることができなかったこと、などをあげる。さらにトーリーとホイッグの二大政党時代になってからは、新しい問題として、どちらの党も反対党に検閲を全面的に委ねることを恐れはじめたという理由があった。政権交代が可能となった時代においては、公式に任命された検閲官が政権の交代によってホイッグ党支持からトーリー党支持へ変わる、またはその反対のケースの可能性が高まったからである。いわば「明日はわが身」といったところである。検閲制度が実際には、その基準が不明確なことや「公平な」検閲官を得ることがほとんど不可能であることは、つとにミルトン（John Milton）がその著作で主張していたことだが²⁴⁾、特許法の廃止の背景にはこうした検閲が具体的に機能しなくなってしまった事実があった。この点について、ブラックはふたつの理由をあげている。ひとつは許可を受けない出版物の増加で、とくに、ジャコバイトの政府批判の文献が90年代に増加したことが、実質的に特許検閲の制度を形骸化したこと、さらに90年代の政治は万華鏡（kaleidoscope）的状況で、国王はホイッグ党とトーリー党両党の混じった政府を組織したため、検閲の基準が明確にできなくなったことである²⁵⁾。

特許法廃止の議論がなされている時期も含め（この時は新法は廃案となつたが）、1695年以降も、何度も新しい印刷法（printing act）を制定しようとする動きもあり²⁶⁾、また政治的誹謗によるコントロールなどきびしい統制は存続していたので、「新聞発行は依然として危険な仕事」²⁷⁾であったが、特許法に代わるあらたな制度となった1712年のスタンプ税法公布の時期までは、従来とは比較にならない新聞の自由のもとで多くの新聞が刊行された時期となつた。特許法の廃止は、以上みたように「出版の自由の全体的な確立の要求」（ブ

ラック）から生まれたものでなく、印刷物の統制システムが十分に機能しなくなり、それに変わるべきシステムをつくりだすためにとりあえず廃止されたと考えていいだろう。のちのスタンプ税もこうした動きのなかで捉えるべきだろう。

3. ロンドンの新聞について

つぎに1695年以降にあいついで創刊された新聞についてまずロンドン発行の新聞からその概況をみていきたい。特許法の廃止された翌月の5月から早速多くの新聞が登場している。前述のように95年以前は官報であるロンドン・ガゼット以外には、法の許す範囲で、また政府の許可する範囲で、週刊もしくは週2回刊の新聞や、広告掲載が主目的の新聞や雑誌が刊行されていたにすぎなかつたが、95年はハリスのことばによるイギリス新聞史にとって「分水嶺（watershed）」となつた²⁸⁾。

まず95年以前の新聞について、簡単に触れておきたい。デ・ビア（E. S. De Beer）によると²⁹⁾、この時期のニュース刊行物として、ロンドン・ガゼット（London Gazette）、『下院の議決事項』（The Votes of the House of Commons）、それに手書きのニュースレター、コーヒーハウスの発行していたニュースシートなどがあつた。ロンドン・ガゼットは1665年創刊、週2回刊で、2ページの両面印刷、二段組、国務大臣の監督下にあり、外交ルートや国内の政府機関を通してニュースを入手していた。内容は主にイングランド政府の諸活動（布告、国王の議会における演説、議会を通過した法律のリスト、公職の任命、裁判）と、むしろ量的にはこうした政府のニュースより多かつた海外の記事であった。とくに名誉革命以降は、国王がフランスとの戦争に議会と国民の支援を求

24) John Milton, *Areopagitica*, 1643. 同書には「(検閲ほど)退屈で不愉快な骨折仕事はあり得ず、またこれほど大きな時間の浪費が彼の頭上に課せられることはあり得ないのである」「今後検閲官にはどんな人がなるか、我々には容易に見当がつく。すなわち無知・傲慢でずぼらな人間か、あるいは金に汚い者かである」などの記述があり、制度としての検閲の限界について述べている。訳は上野・石田・吉田訳『言論の自由－アレオパティカ』(岩波書店、昭和28年)によつた。

25) Black, op. cit., pp. 8-9.

26) Siebert, op. cit., pp. 262-263.

27) Sutherland, op. cit., p. 26.

28) Harris, op. cit., p. 83.

29) E. S. De Beer, 'The English Newspapers from 1695 to 1702' in *William III and Louis XIV*, ed. R. Hatton and J. S. Bromley (Liverpool University Press, 1968).

めたため、当時ロー・カントリー (Low Countries) と呼ばれたオランダなどからのニュースが増加していた。政府の動向および外国のニュースを重視していた商人たちには必須のメディアだった。ただしコメントはなく、人気のあるメディアとはいはず、おもに国内のニュースを掲載していたニュースレターが高額の購読料にもかかわらず人気を呼んでいたのである。『下院の議決事項』は1680年創刊で、下院の議事録の一部、決議などが掲載されていたが、票決の結果や委員会のメンバーおよび議事内容は掲載されていなかった。議会開催期間中は毎日発行されていた。ガゼットと比べると、むしろ下院の議員のためのメディアだった。

次に手書きのニュースレターであるが、定期的に手書きの新聞を読者に郵送するもので、国務大臣の庇護のもとにマディマン (Henry Muddiman) が作成していたものが著名である。議会などの国内のニュースや、外交ルートを通して得た外国のニュースを載せていた。週3回発行、1年間の定期購読料は5ポンドと当時として高価だった。マディマンのいわば公的なニュースレター（彼は手紙を無料で送る特権を与えられていた）以外に、私的なニュースレターを発行する業者がいた。特許法はあくまで印刷されたものが対象だったので、ニュースレターはいわば統制の「お目こぼし」だったのである。私的なニュースレターの発行者としては、ドーカス (Ichabod Dawks)、ハンコック (Giles Hancock) やジョンズ (Tomas Jones) が知られているが、ともに年額4ないし6ポンドで、週3回のニュースレターを80年代に発行していた。彼らは国内のニュースを重視し、信頼性には欠けたが、ガゼットにはない率直な記事で人気を呼んでいた。後述するように、特許法廃止後もこうした私的な手書きのニュースレターは継続して発行されていた。読者が手紙による情報入手という形に慣れていたことも原因だが、1771年まで、下院は議事録を印刷した

新聞に掲載することを禁止していたので、ニュースレターは議会の議論や議事録を載せることで生き残っていたのである。また次章でみる地方紙はその取材源としてニュースレターに頼っていたのである。ただし手書きという面倒な手続きが必要なので、こうしたニュースレターはせいぜい3ページ（表紙を含めて4ページ）、デ・ビアによると一号の平均が800語程度であったという。コーヒーハウスが17世紀の中期以降、単なるコーヒーや紅茶を飲む施設ではなく、多様な機能を果たす市民の「たまり場」になっていたことはよく知られているが、いくつかのコーヒーハウスは政府機関や外国の新聞から得たニュースを素材に、手書きのニュースシートをつくり、配布していた。これらは現物が残っていないため詳細は不明だが、こうしたコーヒーハウスのニュースシートが1696年から97年に発行されたロイズ・ニュース (*Lloyd's News*、週3回刊) につながっていたと考えられよう。同紙は、船舶の出入港のニュースと外国のニュースを掲載しており、保険業者のたまり場であったロイズ・コーヒーハウスが発行していたのである。

このように、1689年以降発行が許可されていた新聞もふくめて³⁰⁾、ロンドンには多くの文字メディアによる情報源は存在していたとの見方もできるが、特許法廃止以前は絶対量が不足していたといえるだろう。では次に廃止後に出現した新聞について、ネルソンらのリストなどをもとに主な新聞をみていく³¹⁾。この時期に新たに登場した新聞を、デ・ビアなどは、政府の特許や検閲を受けないはじめての新聞という意味から、「独立新聞」(independent newspaper) という語を使っている。

まず法の廃止直後の5月7日にフライング・ポスト (*The Flying Post*) が創刊され、ほぼ同じ時期にロンドン・ニュースレター (*The London Newsletter*) が、さらに95年中に以下のような新聞が創刊された。

30) ブラックによると、1689年以降法廃止までの期間に特許を受け、刊行された新聞は「95年以降の新聞とは発行部数の面で比較にならない」としている。(Black, op. cit., p. 12)

31) イングランド（および連合王国全体）における過去の新聞のリストとしては次のリストが有用である。

C. Nelson and M. Seccombe (complied), *British Newspapers and Periodicals 1641-1700*, The Modern Language Association of America, 1987.

Tercentenary Handlist of English & Welsh Newspapers, Magazines & Reviews, The Times, 1920.

- ・インテリジェンス・ドメスティック・アンド・フォーリン (*Intelligence Domestick and Foreign*)
- ・イングリッシュ・クーラント (*The English Courant*)
- ・ポスト・ボーイ (*The Post Boy, with Foreign and Domestick News*)
- ・フォーリン・アンド・ドメスティック・ニュース (*Foreign and Domestick News; with the pacquet boat from Holland and Flanders*)
- ・パケットボート・フロム・ホラント・アンド・フランダース (*The Pacquet-boat from Holland and Flanders*)
- ・ロンドン・マーキュリー (*The London Mercury*)
- ・ポスト・マン (*The Post Man*)

さらに96年以降も相次いで新しい新聞が創刊されたが、「三大新聞」(デ・ビアー)と評価されているフライング・ポスト、ポスト・ボーイ、ポスト・マンをはじめ有力新聞についてまとめておきたい。「三大新聞」とされるのは、後述するように発行部数も多く、短命な新聞が多いなかで、30年以上の歴史を保ったなどの理由からである。

1. フライング・ポスト (*The Flying Post*)

1695年創刊。創刊号に日付はないが、おそらく5月7日。週2回刊(火・土)ではじまったが、6月からは週3回刊(火・木・土)となる。創刊号は *Flying-Post from Paris and Amsterdam* という名称で、大陸からのニュースを売り物にしていたが、のちに単に *Flying Post* となる。やがてホイッグ党系の新聞となる。リッドパス (George Ridpath) らの編集。1733年12月廃刊。

2. ポスト・ボーイ (*The Post Boy*)

1695年5月創刊。創刊号には日付はないが、おそらく5月14日。週3回刊(火・木・土)。創刊号は副題に *Foreign and domestick* とあり、国内外のニュースを掲載する意図がわかる。ただし副題は号によってたびたび変わり、のちにはなくなっている。のちにトーリー党系の新聞となる。おもにローパー (Abel Roper) の編集。1726年のロー

パーの死後、1728年廃刊。

3. ポスト・マン (*The Post Man*)

1695年10月24日創刊。週3回刊(火・木・土)。フルタイトルは、*The Post Man. And the historical account*。ただし、この新聞の創刊をめぐる事情はやや複雑で、94年10月に創刊された *An Account of the Publick Transaction in Christendom* という新聞と、95年創刊のポスト・ボーイが6カ月間合併されていたが、95年に再び分離し、改名して刊行されたのが本紙である。編集はデ・フォンビープ (Jean de Fonvive)。以上の95年に創刊された代表的な3紙のうちでは「おもしろくはないが、主に外国のニュースを扱い、もっとも信頼できた」³²⁾との評価を得ている。1730年2月廃刊。

4. ドークス・ニュースレター (*Dawks's News-Letter*)

これは今日的な定義からすると新聞といえるかどうか疑問もあるが、この時期の特徴的な新聞として紹介しておきたい。1696年6月創刊。週3回刊。イギリス最初の夕刊新聞で、午後4時から5時の間に発行された。先にもみたように、イギリスでは、16世紀以来、手書きの手紙を定期購読者に配布するという、いわば新聞の先駆的な形態が存在していたが、1620年代の活字印刷による定期新聞の刊行以後も、特許法の枠外(印刷物ではないので)である利点をいかして、生き延びていた。法の廃止後もドークス (Ichabod Dawks) はあえて手書きの文字をまねた活字をつくり、体裁も個人宛の手紙の形式をとって、街頭で販売するとともに定期購読者にも郵送していた。購読料は1年間40シリング(のちに20シリング)。彼自身が出していた「手書き」のニュースレターよりはるかに安価であることがわかる)。1716年12月廃刊。

5. デーリー・クーラント (*The Daily Courant*)

1702年3月11日創刊のイギリス最初の日刊紙(とはいっても日曜は休刊だが)³³⁾。サミュエル・バックリー (Samuel Buckley) らの編集。日刊紙の誕生については、前述したポスト・ボーイが第16号から第19号までのわずか4号を、日刊で発行を続けたが、この試みは失敗におわり、20号から

32) Sutherland, op. cit., p. 26.

33) イギリスで最初の日曜新聞が刊行されたのは1780年である。

はふたたび週3回刊となったので、実質的な最初の日刊紙はデーリー・クーラントである³⁴⁾。外国のニュースを主に扱い、多くの読者を集めた。後年はホイッグ党政府支持の立場をとる。1735年6月廃刊。最初は2ページだったが、裏面はブランクだった。

こうした、代表的な新聞のほか、1690年代には、プロテスタント・マーキュリー (*The Protestant Mercury*、ドークスの発行した週3回刊 [のちに2回刊] の新聞。1697年-1700年)、ロンドン・ポスト (*The London Post*、ベンジャミン・ハリスが発行者。週3回刊。1699年創刊だが廃刊年は不明)、イングリッシュ・ポスト (*The English Post*、週3回刊。1700年-1709年) などが刊行され、ハリスによると1705年までに20紙に及ぶ2ページもしくは4ページの週刊または週2・3回刊の新聞、それに日刊のデーリー・クーラントが発行されていた³⁵⁾。そうして、このなかに後述するいくつかの初期の地方紙も含まれていたのである。

発行部数については、のちに詳しく分析したいが、ここでは1704年の推定発行部数として、ロンドン・ガゼットが6,000部、ポスト・マンが3,800部（ただし土曜は4,000部）、ポスト・ボーイが3,000部、フライング・ポストが400部、デーリー・クーラントが800部、合計で1週間に約44,000部の新聞が発行されていたという数字を紹介しておきたい³⁶⁾。

「三大新聞」を中心にこの時期の新聞の特徴をいくつかあげておきたい。まず、三大紙の発行者はすべて図書の出版業者であったことがあげられる。ポスト・ボーイのローパー、フライング・ポストの最初の出版業者だったソールズベリー (John Salusbury)、ポスト・マンの出版業者だったボールドウイン (Richard Baldwin) は、すべて特許法廃止以前から活躍していた出版業者であった。彼らがリッドパスや、デ・フォンバイブなどの記者 (newswriter) を雇い、新聞を発行し

ていたのである。もちろん経営者が自ら編集していた時期もあったが。このように従来の図書出版業者が新聞の発行に乗り出したのは、経済的な理由としては、新聞の発行は図書の出版より利益は少なく、かつ新規事業なので利益の見通しもわからないが、今日の雑誌や新聞の出版にも同じ状況があるように、なによりもまず利益の回収が早いという利点が彼らにとって魅力的だったことが考えられる³⁷⁾。

次に記事内容についても簡単に触れておきたい。いくつかの新聞の副題からも明らかなように、国内のニュースと外国からのニュースをともに掲載していることを売り物にする新聞がほとんどであった。しかも重点は、外国からのニュースに置かれ、例えばデーリー・クーラントの創刊号をみると、2ページで裏は白紙なので、記事量は限られているが、すべてヨーロッパ諸国からの通信とオランダとフランスの新聞の翻訳記事である。前者はナポリ、ローマ、ウィーン、フランクフルト、リエージュ、パリと多くの国からの記事が掲載され、後者はアムステルダム・クーラント (*Amsterdam Courant*) とパリ・ガゼット (*Paris Gazette*) からの転載である。結局、デーリー・クーラント独自の記事はアドバータイズメントとして書かれているわずか23行の「発刊の辞」のみになる。その発刊の辞も、外国からニュースをできるだけ早く日刊で刊行するのが目的であると述べているにすぎない。こうした傾向は他の有力新聞にもみられ、記事の中心は外国ニュース、それに追加してロンドンの政府や宮廷の便りといったスタイルが定着していった。

イギリスはこの時期、「1689年からウィリアムのあとをついだアン女王治世の1714年まで、5年の中断期間をのぞいてはほぼ恒常的な対フランス戦争の時代」であり³⁸⁾、1689年にオーストリア、オランダ、スペインなどと「アウグスブルク大同盟」を結成し、対フランス戦争を開始して以来長期に

34) デーリー・クーラントの次に発行された日刊新聞は1715年のデーリー・オラクル (*Daily Oracle*) であり、それまでの期間、デーリー・クーラントは唯一の日刊新聞だった。(Nelson, op. cit., p. 474.)

35) Harris, op. cit., p. 83.

36) J. R. Sutherland, 'Circulation of Newspapers and Literary Periodicals, 1700-1730', *Library*, 4th series, 15 (1934), p. 111.

37) G. A. Cranfield, op. cit. (1962), p. 7.

38) 今井宏編『イギリス史』(世界歴史大系) 山川出版社、1990年、p. 264.

わたって戦争を継続していた。こうした時代であったので、1695年以降にあらわれた新聞は、軍隊の移動や戦場での布陣（図版を使って解説している場合もある）など戦争関係のニュースが外国ニュースの主力であり、こうしたニュースを取り上げることによって、発行部数を伸ばしていったのである³⁹⁾。記事の分析および発行部数についても後に検討したい。

4. 地方紙の誕生

1695年の特許法廃止を契機として、ロンドンの「独立新聞」が成立したわけだが、ロンドンの新聞事情を背景にして、ほぼ同じ時代に、イギリスにおける最初の地方紙が誕生した。この章ではその誕生の具体的な過程について、主にクランフィールドの所説をもとに整理していきたい⁴⁰⁾。まず、地方の情報をめぐる環境について、ロンドンの情報環境と比較しながら17世紀の状況からみていく。先に述べたように、1660年代以降のロンドンの新聞はほとんどロンドン・ガゼット一紙に限られていたが、地方の場合、ロンドン・ガゼットが遅れて届けられ、ロンドンの新聞入手するチャンスはあった。そうすると、ロンドンと地方との情報の差は単に時間的な差のみとなるが、ロンドンの市民たちは、新聞はガゼットのみであったが、それを補うものとして、地理的な有利さをもっていた。すなわち、宮廷と議会は彼らの近くにあり、市民たちが集まってニュースやゴシップを交換できるクラブやコーヒーハウスも当時沢山誕生していた⁴¹⁾。首都であり、王国の政治・経済・社会・生活の一大中心地であった当時のロンドンは、その市内に限ってニュースは新聞という形態

を取らずに流通が可能だったのである。

ところが地方では状況はちがっていた。ロンドン・ガゼットの購読できる者は少数の豊かな階層の者に限られていたし、かつ、これも先に見たようにロンドン・ガゼットは官報という性格から、公的なニュースに限定され、政府にたいする批評とか、政治的なコメントは掲載されていなかったので、「政治的な激しい議論（cut-and-trust）」⁴²⁾を求める読者は満足できなかった。その結果、こうした読者はニューズレターに情報を求めた。ニューズレターも先にみたように、ロンドンの業者により手書きされ、地方の読者に配布されていたが、書写という時代遅れの方法を取っていたため（そのために特許法による統制からは除外されていたが）、必然的に高価になり、前述のように当時の著名な手書き新聞業者であるマディマンのニューズレターの購読料は1年間5ポンド、またドーカスのものは、3ヵ月30シリングで、読者は一部の裕福な者に限定されていた⁴³⁾。しかし、ロンドン・ガゼットには掲載されないニュースも多く含んでいたため、購読できる者の間での人気は高く、「業者は必要部数を筆記するために、まさに筆記者の大部隊を雇わなければならなかつた」⁴⁴⁾のである。

地方に住む地主や商人、職人層でロンドン（および海外）のニュースを知りたいものにとって、開かれた情報源はロンドン・ガゼットとニューズレターに限られていたのが17世紀の特許法廃止までの状況であったが、それにくわえて、個人的な通信網も存在していた。地方に友人をもつロンドン市民は、情報の豊かな首都に住むものの責任として、彼らに情報を伝えることを期待されていたのである。もちろん高い郵送料を支払うことが

39) Sutherland, op. cit., p. 32.

40) この章の主な参考文献はつぎのものである。

G. A. Cranfield, *The Development of the Provincial Newspaper 1700–1760*, Clarendon Press, 1962.

——, *The Press and Society—From Caxton to Northcliffe*, Longman, 1978. (とくに第7章の'the provincial Press, 1701–1854').

J. Black, op. cit.

41) ロンドンのコーヒーハウスについては次の文献に詳しい。

小林章夫『コーヒーハウス』駿々堂、1984年

42) Cranfield, op. cit. (1962), p. 3.

43) 当時の5ポンドは1,200ペンスにあたり、週3回発行だから、1部8ペンスとなる。18世紀初期のいわゆる「独立新聞」の多くが1部1ペニーであったことと比較すると著しく高価であったことがわかる。

44) Cranfield, op. cit. (1962), p. 3.

できるものか、当時多かった無料郵便の特権(frank)をもっているものに限られていたが。それでは、新聞やニュースレターを定期購読する余裕はもちろんなく、ロンドンに友人もたない庶民の情報環境はどのようなものであったのか。正確な資料はないが、まず識字率は高くなく、庶民の情報源は、印刷メディアではなく、ベルマンや町の触れ役人が叫ぶ布告(proclamation)などから聞きかじったり⁴⁵⁾、地方の名士の召使いが耳にした会話を知人に漏らしたことからロンドンの話題を知ったり、それに加えてバラッド(物語詩)を通して時のトピックスを耳にしたり、牧師の説教から知識を得たりしていたと考えられる⁴⁶⁾。いずれにせよ、彼らの入手した情報は著しく限定されていたが、むしろロンドンの情報はもちろん、自分たちの住む社会以外の情報にはほとんど関心を持たなかったのが事実であろう。

このように地方の情報環境は二分されており、豊かな支配層は、限られてはいたがロンドンからのニュース入手することができた。一方庶民は、上記のような貧しい情報環境のなかにいたが、彼らがそれに不満を持っていたというよりは、むしろ満足していたといってよい。「国家に関することはジェントルマンの特権」⁴⁷⁾と考えられていたからである。

むしろこうした状況が地方にあったから、印刷業を特許制にして、地方へ普及することを禁止していた国家の政策は、この時期には大きな困難もなく実施することができたのである。ロンドンでは、無許可のパンフレットなどの出版をあえて行う印刷業者もいたが、地方では政府による情報統制にほとんどの住民は不満をもたなかったといえるだろう。その例としてクランフィールドはおもしろい話を紹介している⁴⁸⁾。1688年、のちに国王となるオレンジ公ウィリアムがイギリス南海岸に上陸し、エクセター(Exeter)まで進軍したときの話である。当時のエクセターはイングランド南西地方の主都であり、ロンドンを除けば最大規模

の都市であったにも関わらず、特許法による統制のためのオレンジ公の声明を印刷する印刷業者も印刷機も同市にはなかったというのである。さらにこの話はつづき、ジェームズ2世の布告に、ウィリアムのために声明を配布したり読んだりしたものは罰するとあり、ロンドンの印刷業者も声明の印刷をためらい、最後はロンドンから離れたイングランド北部のヨークの印刷業者で、ヨーク大主教から特許を得ていたジョン・ホワイト(John White)がこの仕事を引き受けたのであった。このホワイトの息子(John White II)は地方紙の発行者としても著名な人物であるが、父ホワイトはこの声明を出版するためにジェームズ2世の支持者たちによって、北部地方が解放されるまでハルの監獄に捕らえられたが、解放後はウィリアム3世夫妻から「ヨークおよび北部地方5県の国王御用達印刷業者」という名誉ある称号をもらうに至った。

以上が名誉革命前の地方における情報環境のアウトラインである。名誉革命以後もロンドンと同様、急激な変化は起こらなかったが、1695年の特許法失効あたりの時期から状況は変化した。クランフィールドはまず、これもロンドンの新聞に関して述べたように、ウィリアム3世とその後のアン女王の時代はうちつづく対フランス戦争の時代であり、大陸からのルイ14世軍の侵入の恐怖すらあり、それに革命後の政治の動向への関心の高まりもあいまって、ロンドン市民はもちろん、地方の指導的な住民も政府によって与えられるロンドン・ガゼットとニュースレターによる情報では徐々に満足できなくなっていました点を強調する⁴⁹⁾。こうした時期に、このような状況の変化を背後に持ちながら、直接的には、先述のように検閲制度をめぐる政治的な事情から特許法は廃止されたのである。その結果、出版印刷業組合の独占がくずれ、ロンドンにおいて多くの印刷業者が生まれ、彼らの間での競争は激しくなり、それまで法によって保護されていた独占状態は一挙にくず

45) 当時の町の触れ役人は3度叫び声(oyez)を上げてからお触れを発表したといわれている。

46) 扱われている時代はすこし以前だが、当時の「説教」については次の文献がある。香内三郎「ピューリタン革命における『説教』」『活字文化の誕生』所収、晶文社、1982年)

47) Cranfield, op. cit. (1962), p. 4.

48) Ibid., p. 11および、W. K. & E. M. Sessions, *Printing in York*, William Sessions, 1976, pp. 24-25.

49) Cranfield, op. cit. (1962) pp. 6-8.

れた。これまで活動を制限されていた年季奉公を終えた職人（journeyman）たちは親方につかず自分たちで仕事をはじめ、奉公中の者もみな親方になることを望むようになった。一方ではロンドンにはニュースに飢えた多くの人々が新しい新聞の登場を待っていたわけだから、自由を得たロンドンの出版業者が図書の出版より、特許検閲を受ける必要のなくなった新聞の発行にまず着手したのはいわば当然であったといえるだろうし、これも先に書いたように、早期の利益回収が計れるという大きな利点もあったのである。こうして95年以降、しばらくの期間は新聞の印刷業者への需要は供給を上回っていたが、やがて状況は逆転し、ロンドンでの出版業の競争はまたたく間に激しくなった。そこで多くの出版業者が新しい仕事を求めてロンドンを脱出しはじめたのである。前述のようにそれまでイギリス国内で出版が許され、その結果出版業者がいたのはロンドンとケンブリッジ・オックスフォードの二大学、それにヨークに限られていたのであるから、出版業者は他の多くの地方都市へと向かっていった。こうした大移動は17世紀の中期まで続いたといわれている⁵⁰⁾。

印刷業者の移動の端緒は、はやくも1695年の4月（特許法廃止の前）にボニー（William Bonny）という出版業者が「ロンドンで大きな損失をし」、ブリストル市の市議会に対して、同市で印刷工場を開設する許可をもとめて請願を提出したあたりから始まっている。さらに1696年にはニュースレター発行者としても著名なジョーンズ（Thomas Jones）がシュローズベリーで、1700年にはバージェス（Francis Burges）がノーリッジで印刷業をはじめている。とはいっても、出版業者の地方移住が直接に各都市での新聞発行をすぐに可能にしたわけではない。これも先にみたように、地方では支配者層も商人たちも庶民も、ある意味で彼らの情報環境に（ロンドンと比べると）満足しており、新聞という存在をすでに80年近く（さらにそれに先行する不定期のパンフレットなどを含めると100年以上）知っていたロンドンの市民たちは状況は著しく違っていたのである。相変わらず、民衆の識字率は低く、文字を読める層も、ロ

ンドンで作成された地方のジェントリーや商人に送られていた手書きのニュースレターに満足していた。さらに重要なのは、95年以降は新しく誕生したロンドンの新聞も読むことは可能だったのである。新聞発行の技術的な問題として、後に触れるようにニュースを供給できるのはロンドンのみであったし、地方の町の人口はその町の新聞を持つほど多くはないという問題もあった。こうした状況にあって、地方で一儲けを目論んできた出版業者たちは、利益の保障のない定期新聞の刊行にすぐには踏み切れなかったのも当然であろう。せいぜいが町の記念行事に関する一枚ものの不定期のパンフレットを発行するのが関の山だった。

しかし、状況はすこしづつ変化していった。法的にはすでに地方紙刊行に何の障害もなく、移住により印刷業者も地方に存在していたのである。さらには、清教徒革命中の一時期や1679年特許法の一時的停止の場合とはちがって、今回の印刷と出版の自由は永続するものであることが明確になったことも印刷業者に自信を与え、あたらしい事業を始める誘因となった。あとは地方の情報環境である。まず識字者は徐々にではあるが増加し、また貿易や商業の発展は字の読める人材を必要としはじめ、それは教育への関心につながっていった。アン女王の時代には慈善学校（Charity School）がロンドンだけでなく、地方にも生まれ、読み書きとキリスト教の教えを教育はじめた。また非国教徒も学校を開き、その結果、初等教育を受けた子供が実際仕事に着きはじめると、店員や職人、農民、それに労働者の識字率は高まっていたのである。かれらがより上の階級のニュースを知りたがりはじめたあたりから、新聞に対する潜在的な需要が生まれたのである。

より上の階級である地方の支配層は、それまでロンドンの新聞を購読しており、地方紙の必要性はそれほど感じていなかったわけだが、ここにも新しい変化が生まれていた。ロンドンの新聞が前章でみたように、95年以降にめざましい発展を遂げた結果、多くの新聞が誕生していたのは紹介した通りであるが、地方の読者にとっては、ロンドン・ガゼット一紙のみしか購読できなかった時代とは異なり、どの新聞を購読するのかという新し

50) Ibid., pp. 7-10.

い問題が生じていた。最新のニュースをすべて知るためににはすべての新聞を購読しなければならない事態になったのである。ロンドンの新聞間の競争はニュース取材の競争を生み、他の新聞には掲載されていない「特ダネ」をのせようと競うようになり、取材源もガゼットなど公式の情報源ではもちろん満足できず、タバーン（酒屋）やコーヒーハウスで話されているゴシップや外国から帰国した兵隊や船員の目撃談など不確かな情報源に依存するようになった。その結果、ニュースを捏造するケースも多くなり、新聞の信頼性はむしろ新聞の自由が制限されていた時代よりも低下していった。クランフィールドはこうした信頼性の低下はその後の新聞の特徴となったとの評価をしている⁵¹⁾。そうして、のちにはグラブストリート・ジャーナル（*Grub-Street Journal*、1730年創刊）のように、毎週、他の新聞が掲載しているある事件の記事の相違点についてユーモアあふれたコメントを付けて掲載した週刊新聞が人気を得るということもあった。これもののちのジェントルマンズ・マガジン（*Gentleman's Magazine*、1731年創刊）の表現によると、「ロンドンの新聞は大変増えたので、それを仕事にしないかぎり、すべてを読むことはできない」状態になっていたのである⁵²⁾。

このことは、地方の購読者にとっては、ロンドンの新聞を一紙購読するだけでは、なにが事実なのかわからない時代が到来したことを意味していた。とはいってもロンドンの新聞を何紙も購読することは大変な負担であった。ところが、この問題はロンドン市内では解決されていた。コーヒーハウスの存在である。客のために多くの新聞を揃え、無料で提供したのである。しかしコーヒーハウスはこの当時、ロンドン以外ではせいぜいケンブリッジやオックスフォードにあるのみであり、多くの地方都市には無縁のもので、地方の紳士は自身で多くの新聞を購読すること以外に、新聞を比較して読む手段は存在しなかった。

このように、1695年の特許法の廃止を契機に、

以上みたような諸条件の変化があり、ようやく地方紙が出現する条件が整ったのである。さきのロンドンの新聞界の状態が直接の契機だったわけだから、地方紙の出版業者がまずめざしたのは、ロンドン発行の多くの新聞に掲載されている重要な記事を一週間遅れて刊行することであったのは明らかである。地方の豊かな人々は相変わらずロンドンの新聞を購読していたが、さらに別のニュースを新しい地方紙で知りたがっていたし、新しく生まれつた読者は、高額で買えないロンドンの新聞に変わるメディアを求めていたのである。ニュースの内容も対フランス戦争がありあまる量のニュースを提供していた。ただし、そのニュースを満載したロンドンの新聞をいかに早く正確に地方に届けるかの問題が残っていた。が、これも郵便制度が確立することにより、定期的に新聞が届けられるようになり、地方紙の定期刊行の実現に大きな力となった。もちろん、地方紙自身の配布をどうするかの問題もあったが、当初は発行部数も少なく、大きな問題とはならなかった。こうした当時の新聞の流通については、章を改めて詳述したい。このように地方紙誕生の条件が揃ったのは18世紀初期と考えられるが、まずどのような地方紙が生まれたかを次章でみていきたい。

5. 初期の地方紙

イングランドにおける最初の地方紙が何なのかは、地方紙をもつことを誇りに思ってきたイギリス各地の都市の郷土愛も背景となって、19世紀から本家争いの議論が活発である。現存する地方紙のなかには18世紀前半に創刊されたものも多いが⁵³⁾、ウースター・ジャーナル（*Worcester Journal*）などは、推定としながらも1690年創刊とされているし⁵⁴⁾、ウィリアムズのリストには、1750年までに創刊され、現在も継続して刊行されている地方紙が11紙あげられている。さらに発行部数の多い有力な地方紙では最古の歴史をもつリーズの

51) Ibid., pp. 10-11.

52) Ibid., p. 11.

53) 全国紙では1789年創刊のザ・タイムズ(*The Times*)が著名であるが、地方紙の創刊年はそれにすくなくとも70年以上遡れるものが現存しているわけである。

54) K. Williams, *The English Newspapers: An Illustrated History to 1900*, Springwood Books, 1977, p. 32. (18世紀中に刊行され今日まで継続して発行されている新聞のリストが掲載されている)

ヨークシャー・ポスト (*Yorkshire Post*、1990年の平均発行部数は約9万1千部、地方紙としては比較的珍しい朝刊紙) が続き、1754年の発行となっている。

このように現存しているものも多い18世紀初期の地方紙について、まずその創始からみていきたい。どの町のどの新聞が地方紙のはじまりであるかは諸説のあるところだが、もっとも古い時期を設定しているのはレイク (Braian Lake) であり、すでに清教徒革命 (Civil War) の時期にスコット・スカウツ・ディスカバリーズ (*The Scots Scout's Discoveries*) などが、また名誉革命の時期にはマーキュリアス・カレドニアス (*Merculius Caledonius*) がスコットランドの首都であるエジンバラで発行されたとしているが⁵⁵⁾、ともに詳細は不明であり、また前述のようにスコットランドはこの時期においては、イングランドとは別の独立国であるとみるべきで、ここではイングランドに限ってみていきたい⁵⁶⁾。最古のものとして主張されているものには、先述の1690年代に創刊されたと考えられているベローズ・ウースター・ジャーナル (*Berrow's Worcester Journal*、ただし1753年以降にこの紙名となった) とスタムフォード・マーキュリー (*Stamford Mercury*、1695年創刊との推定がある) がある。しかし、ともに現物が残っておらず、創刊年は推定でしかいえないし、多くの歴史家は両新聞は1710年前後の創刊と推測している。とはいっても前者が1709年創刊のウースター・ポストマン (*Worcester Postman*) まで遡ることは確かであり、現存する最古の地方紙ということになる。より創刊年が明確なのは、ノーリッジ・ポスト (*Norwich Post*) で、1708年5月1日号が現存しているが、それには348号と記載されているので、週刊であったことを考慮すると、創刊号は1701年9月6日となり、推定の域はでないとしても、ロンドン以外のイングランドで発行された最初の新聞ということになる。これには状況証拠があり、1706年にノーリッジのある牧師が書いた手紙のな

かで、「ブリストルやエクセターの新聞もみたが、(ノーリッジの) バージェスが最初にロンドン以外で新聞を発行した印刷業者である」と書いていることがあげられる。バージェスとは前章で取り上げたロンドンから移住した印刷業者フランシス・バージェス (Francis Burges) である。ここで言及及されているブリストルの新聞とは、現物が残っているものでは最古の新聞となるブリストル・ポストボーイ (*Bristol Post-boy*) であり、印刷業者はこれもロンドンから移住していたボニー (William Bonny) である。91号と記載されている1704年8月12日号が現存しており、逆算すると1702年11月の創刊となる。

イングランド最古の地方紙について、ややこまかな事情を述べたが、より重要なのはこの時期にどの町にどのような速度で地方紙が普及していったかであり、ここでは以下のふたつのリストから地方紙の初期の普及の状況を調べてみたい。初期の地方紙のリストとして信頼できるのは、クランフィールドの次のリストである。

A Hand-list of Provincial Newspapers and Periodicals 1700 – 1760, Bowes and Bowes, 1961.⁵⁷⁾

このリストは、イギリス国内の図書館の現存しているコピーを調べ、さらに様々な状況証拠（先のノーリッジの例のように、手紙や当時の新聞や雑誌に引用されて新聞名など）からコピーは残っていないが、発行の明らかなものについて、創刊年月日と廃刊の年月日を推計を交えてまとめたものである。当時の新聞は必ず印刷業者の名前が掲載されていたので、印刷業者のリストも掲載されている。もうひとつは先にもあげた次のリストである。

Terecentenary Handlist of English & Welsh Newspapers, Magazines & Reviews, The Times, 1920.

こちらのリストは、書名からも明らかのように新聞に限定していないが、1701年以降1799年までの地方の逐次刊行物出版について包括的なリスト

55) B. Lake, op. cit. pp. 13–14.

56) Cranfield, op. cit. (1962), pp. 13–14

57) 1952年に、Cambridge Bibliographical Society's Monographの第2巻として刊行されたものに、クランフィールド自身とウィルス(R. M. Wiles)が修正と追加をしたリストである。

である。このリストは現存しているものに限り掲載している。以上のふたつのリストから1760年までに刊行された130余りの地方紙が確認できるが、ここではアン女王の時代である1710年までの地方紙を年代順に並べたリストを作成した。新聞名から発行地のわかるものがほとんどだが、そうでないものはかっこ内に発行地を記入した。

- 1701年・*The Norwich Post*
- 1702年・*Bristol Post-Boy*
- 1704年・*Sam Farley's Exeter Post-Man: or, Weekly Intelligence*
- 1705年・*A Collection of all the material News*
(Shrewsbury)
- 1706年・*The Gazette*(Norwich)
Norwich Post Man
- 1708年・*Yarmouth Post*
 - *Yarmouth Gazette* (*Norwich Gazette* の地方版)
- 1709年・*Jos. Bliss's Exeter Post-Boy*
 - *The Worcester Post-Man*
- 1710年・*The Liverpoole Courant*
 - *Newcastle Gazette: or, the Northern Courant*
 - *The Nottingham Post*
 - *The Weekly Courant* (Nottingham)

このように18世紀にはいり、テンポはそう早くはないが、イングランド各地で地方紙が普及していったことがわかる。紙名はポスト・ボーイのようにロンドンの新聞名を模倣したものが多い。またロンドンの新聞もそうであったように、当時の新聞は長い副題をもつ場合が多く、かつその副題で内容を説明する場合多かった。上のリストでは副題は省略したが、たとえば *The Norwich Post* は、*To be publish'd weekly: Containing an Account of the most remarkable Transactions both Foreign and Domestick* という長い副題が添えられている。副題で目立つのは、*Foreign and Domestick* という言葉で、国内外のニュース、なかでも外国のニュースを重視していたことがわかる。なお新聞名の最初にある人名 (Sam Farley や Jos. Bliss) は地方に移住した印刷業者の名前である。

つぎに時代をやや長くとり、地方紙が誕生していたイングランドの地方都市の一覧を作成した。1720年までに地方紙が存在していた地方都市（途中で廃刊となった新聞も含めて）は以下の23都市である。かっこ内はカウンティ (county、県または州) の名前、数字はその町に存在していた新聞の数である。

- Bristol (Gloucestershire) ③
- Bury St. Edmund's (Suffolk)
- Canterbury (Kent)
- Cirencester (Gloucestershire)
- Derby (Derbyshire)
- Exeter (Devonshire) ③
- Ipswich (Suffolk)
- Leeds (Yorkshire)
- Liverpool (Lancashire)
- Ludlow (Shropshire)
- Manchester (Lancashire)
- Newcastle (Northumberland) ②
- Northampton (Northampton)
- Norwich (Norfolk) ⑤
- Nottingham (Nottinghamshire) ③
- Plymouth (Devonshire)
- Salisbury (Wiltshire)
- Shrewsbury (Salopshire)
- Stamford (Lincolnshire) ②
- St. Ives (Cambridgeshire) ③
- Worcester (Worcestershire)
- Yarmouth (Norfolk) ②
- York (Yorkshire)

このように、プリマスなどの南部の諸都市から、北部のニューカッスルまで、広い地域に地方紙が広がっていたことがわかる。それはこの時期にロンドンの印刷業者が地方の各都市に移住していったことを示している。とくにブリストル、エクセター、ノーリッジ、ニューカッスルなど商業や交通の要地として当時栄えていた地方都市が多い。クランフィールドは、その町の人口が多く、カウンティの首都など地方の重要都市で、商業都市や港町であり、かつリスクを冒してまで出版しようとする出版業者がその町にいたかどうかが、地方紙刊行の基本的条件だったとしている⁵⁸⁾。

58) Cranfield, op. cit. (1978), p. 179.

地方紙の内容については、後章で検討するが、ここでは初期の地方紙について特徴的な点をまとめておきたい。

まず、ほとんどが週刊新聞であった地方紙は、「地方で印刷されているという理由のみで地方紙」だったのである⁵⁹⁾。というのは、当時の地方紙は地方のニュースを取り上げたり、地方の独自性を売り物にすることはほとんどなく、内容のほとんどはロンドンの新聞からの引用や、ロンドンからの手紙やニュースレターからの引用であった。ロンドンの新聞自身が先にみたように、大陸の新聞や大陸からの手紙の引用であったので、地方紙の内容はいわば「孫引き」だったのである。こうした引用ばかりの新聞は独自性がないと、今日の視点から批判することはできないだろう。むしろ逆に、引用したロンドンの新聞の数と偏りのなさを自慢していたのである。たとえばエクセターのプロテスタント・マーキュリー (*Protestant Mercury*, Jos. Bliss's *Exeter Post-Boy* が改題されたもの) は、1715年10月7日号で、「(本紙の記事は)必要に応じて偏りなく次の(ロンドン発行の)新聞から集めた。本紙以上の多くの記事を収集した新聞は他にない」と自慢気に書き、引用した新聞として、イブニング・ポスト (*Evening Post*, 1706年創刊) やロンドン・ガゼットなど7紙を挙げている⁶⁰⁾。また、当時の新聞発行者たちが、現在では著作権法違反となる、こうした行為に対して、何らの罪悪感も持ってはいなかったことも事実である。ノーサンプトン・マーキュリー (*Northampton Mercury*, 1720年創刊) の1721年3月13日号に「読者の皆さんが、本紙に多くのまちがいがあると非難されないことを望みたい。確かにわれわれの記事はすべてロンドンの新聞から引用したものだが、それらのロンドンの新聞はもつとも信頼できる新聞だからである」とこれも誇らしげに書いている⁶¹⁾。先にみたように、当時のロンドンの新聞は過当競争から信頼度は低下していたが、地方紙はそうしたことには触れずに、首都の新聞の引用であること彼らの新聞の権威付け

に利用していたのである。

それでは、なぜ取材の容易な地方のニュースは軽視されていたのか。そもそも地方の重要都市といつても、新聞の購読者が関心を示すような情報や事件はそう多くないし、むしろそうした理由とともに、地方都市の規模は小さく、「どんなおもしろいニュース (titbit) も、新聞がそれを印刷するずっと以前に、うわさ話によって広まってしまった」⁶²⁾のである。もちろんこうした状況は、次第に変化し、とくに1712年のスタンプ税施行以後は、後述するように法の不備によって、6ページの定期刊行物なら新聞と見なされず、税金が免除されるという事態となり、2ページないし4ページだった多くの地方紙はささやかな増ページ(ただし版型は小さくした場合もあるが)に踏み切り、結果として記事量も増加し、従来のロンドンの新聞だけではページが満たされなくなっていた。こうしたスタンプ税以降の地方紙については、章をあらためてみていきたい。

6. ここまでまとめ

本稿では、18世紀初期のイギリス新聞史研究の一環として、まず特許法廃止の事情とその後のロンドンおよび地方の新聞の発展について検討してきた。つづけて次稿で、新聞読者の問題、発行部数や流通過程、広告などについて検討し、特許法廃止後の統制手段であるスタンプ税の成立過程の分析とあわせて、この時期の新聞をめぐる全体像を明らかにしたい。ここではこれまでの部分にかぎって一応まとめをしておきたい。

1. まず特許法については、廃止を推進した原動力は「言論の自由の保障」といったいわば普遍的な原理によって推進されたのではなく、特許制と検閲制という16世紀以来の統制方法に一定の限界がきたため、それに変わる方法を模索するとなかで、政治的なダイナミックスも働き、廃止が決定されたと考えられる。それだけに、1695年をもって「新聞の自由」の成立とみるのではなく、そ

59) Ibid., p. 180.

60) Ibid., p. 179.

61) Ibid., p. 179.

62) Ibid., p. 180.

の後の統制手段であるスタンプ税法や名誉毀損法、それに議会議事録の非公開の問題と重ねて、統制手段の変化という視点からの検討が必要となる。

2. しかしながら、特許制に基づく組合による出版独占という状態は、1695年に消滅したわけで、95年以降、18世紀初期までの期間に生まれた新聞がイギリスで最初の政府権力から独立した新聞といえるだろう。もちろん清教徒革命時など短期間に限ると、権力から離れた新聞も過去に存在したが、それらは権力に対峙することが第一義的目的であり、その意味できわめて政治的な新聞であった。むしろ1620年代に発行が始まったコラントやニュースブックの方が、外国のニュースの紹介を主な内容にしており、この時期の新聞に近いが、コラントなどは確実に定期的に発行されたわけではなく、かつ標題も一定していないため、定期性や継続性を新聞の要件と考えた場合、新聞の先駆的存在として捉えるべきであろう⁶³⁾。以上の理由から、ハリスの述べるように「アン女王の時代(1702-14)に情報と意見の主要なメディアとして新聞はその地位を確立した」⁶⁴⁾と考えられよう。もちろんこの結論をだすためには、当時のもうひとつ的主要な定期刊行物であったエッセイ・ペーパー(Essay Paper)と総称される、アディソン(Joseph Addison)、スティール(Richard Steele)、デフォー(Daniel Defoe)、スウィフト(Jonathan Swift)らの当時の文人たちが編集していた新聞(というか雑誌)の検討も必要であるが。

3. 地方紙については、18世紀初期に成立したことは明らかであるが、興味深いのは、今日のイギリスの地方紙とはちがって、地方の話題ではなく、ロンドンと国外の記事を売り物にしていたことである。情報環境がいまだ「口コミ」で支えられていた当時は、新聞はまず遠く離れた地域のニュースを伝える手段だったのである。このことはロンドンの新聞にもあてはまり、政治的なニュース報道にはいくつかの制限があったことを考慮に

いれても「情報と意見の主要なメディア」としての新聞はまず「その場所では簡単には入手できないニュース」を掲載することでその地位を獲得していくといえるだろう。

63) 1620年代のコラントについては、拙稿「イギリス新聞草創期におけるcorantoについて」(関西学院大学社会学部紀要56号、1988)を参照いただきたい。

64) M. Harris, 'Newspaper distribution during Queen Anne's reign' in *Studies in the Book Trade*, ed. R. W. Hunt, I. G. Philip and R. J. Roberts, Oxford Bibliographical Society, 1975. p. 139.